

保健だより

2019.11.21

☆太田女子高校☆

＜保存版＞

学校感染症と
出席停止手続き

学校感染症とは？

学校で予防しなければならない感染症のことです。その種類と出席停止の基準は学校保健安全法により下記のように定められています。この病気にかかったことがわかると【出席停止扱い】となり欠席にはなりません。



第 二 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、 かつ 、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹がすべて消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで

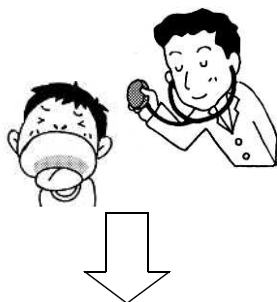
※学校感染症にはこの他に第一種・第三種のグループもありますが、この保健だよりでは感染頻度の高い「第二種」だけを紹介しています。



本校では学校感染症流行期に、それらへの感染が疑われる場合については、その受診のための欠席や早退は「公欠扱い」となり、欠席扱いにはなりませんので、無理して登校せず医師の診断を受けてください。なお、受診結果を必ずお知らせください。また、インフルエンザ検査が必要か否かは医師の判断に従ってください。

診断から出席停止手続きの流れ

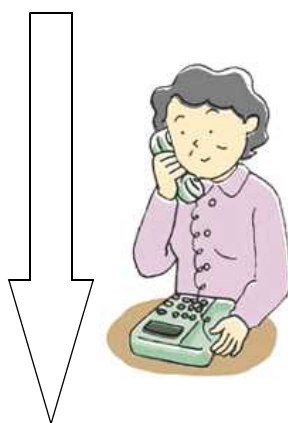
① 受 診



◎ 医師の診察を受け、学校感染症の「〇〇〇〇」と診断され、出席停止となる期間の目安を告げられます。

★「学校から用紙をもらってきてください」と言われます。もしくは、医療機関にある用紙に記入して渡してくれる場合もあります。

② 連 絡



○ 学校に電話で連絡を入れ、診断名と医師から言われた出席停止となる期間をお知らせください。

○ 「**学校感染症と出席停止について**」という用紙を、太女のホームページからダウンロードしてください。

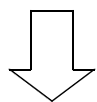
太女HP→ 在校生・保護者 → 出席停止関係書類

★ダウンロードできる環境にない場合は、同じ用紙が学校にありますので、電話連絡の際にその用紙を

① 保護者が取りに来るか それとも……

② 担任が郵送するか …………… をご相談ください。

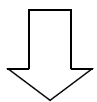
③ 休 養



○ 出席停止の期間は欠席扱いになりませんので、しっかりと身体を休めることに専念してください。



④ 受 診



○ 「**学校感染症と出席停止について**」という用紙を医療機関に持参し、**医師の診察を受けた上で**用紙下部の「**治療報告書**」に記入していただください。

⑤ 登 校



○ 上記の用紙を持って登校し、担任に提出してください。

★医師による「治療」の確認をきちんと受けてから登校してください。

★本人や保護者の判断では登校できません。

★★手続きは小・中学校の時と同じですが、学校区が広いため保護者の皆様にはお手数をお掛けすることになります。ご理解の上、ご協力をお願いいたします★★